

# 知立市下水道事業経営戦略

(計画期間：2021年度～2030年度)

中間見直し（案）



知立市上下水道部下水道課



# 【目 次】

## 第1章 経営戦略及び見直しの趣旨

1-1 趣旨	1
1-2 経営戦略の位置付け	2
1-3 経営戦略の計画期間	3
1-4 見直しについて	4

## 第2章 事業概要

2-1 事業の現況	6
2-2 民間活力の活用等	9

## 第3章 経営比較分析表を活用した現状分析

3-1 経営の健全性・効率性	10
3-2 老朽化の状況	14

## 第4章 経営健全化に向けた取組状況

4-1 経営健全化のために継続している取り組み	16
4-2 使用料の改定について	21
4-3 経費回収率の向上に向けたロードマップ	24

## 第5章 投資・財政計画（収支計画）

5-1 投資・財政計画（収支計画）	25
5-2 投資・財政計画の策定に当たっての説明	25

## 第6章 経営戦略の進捗管理

参考資料 用語集	29
----------	----

## 第1章 経営戦略及び見直しの趣旨

### 1 – 1 趣旨

知立市の下水道事業は、昭和地区の大規模開発に伴い、公共下水道として供用開始し、1971年3月に境川流域下水道<sup>※1</sup>の流域関連公共下水道<sup>※2</sup>として事業着手して以来、順次整備を進めています。

汚水整備に加え、施設の老朽化に伴う点検・調査・改築更新や地震・水害などの災害対策を併せて進めており、これらの多額の投資により財政負担は増加傾向にあります。また、節水機器の普及等による有収水量の停滞に伴う下水道使用料収入の伸び悩みは、今後の下水道事業の経営に大きな影響を及ぼすことが予想されます。

このような経営環境の変化に適切に対応し、「安心して快適に暮らせるまちづくりを担う下水道」を実現するため、2020年3月に「知立市下水道ビジョン」を策定しました。

さらに、2019年4月より地方公営企業法を一部適用し、公営企業会計<sup>※3</sup>を導入したことにより財政状況が明確になったことを受け、現状と将来の財政予測を踏まえた中長期における経営の基本となる「経営戦略」を策定し、より一層効率的かつ継続的な事業運営を目指します（図1-1 参照）。

現在、「知立市下水道事業経営戦略」の10年間の計画期間中、人口動態、物価の上昇など下水道経営を取り巻く環境が大きく変わり、策定当時想定していた状況と異なってきています。2024年度に行った下水道ビジョンの中間評価と同様に、当戦略も策定から5年を迎えることから、計画期間前期（2021年度～2025年度）に行った経営の評価を行うとともに、計画期間後期（2026年度～2030年度）の見直しを行いました。

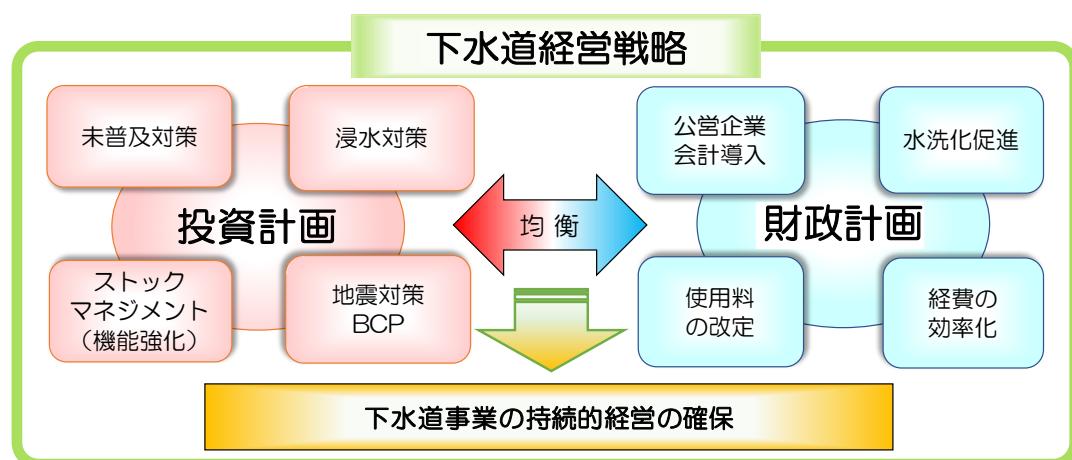


図1-1. 経営戦略概念図

## 1 – 2 経営戦略の位置付け

本経営戦略は、2019年度に策定した「知立市下水道ビジョン」に基づき、適正な経営管理を行うための中長期的な経営計画として位置付けるものです（図1-2 参照）。

また、本経営戦略は、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（2014年8月29日付総務省通知（総財公第107号・総財営第73号・総財準第83号））で策定を要請された経営戦略として位置付けるものです。

2014年8月「公営企業の経営に当たっての留意事項について（概要）」（総務省）より抜粋	
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 2008年度から集中的に推進してきた公営企業の抜本改革の取り組みは、予定どおり2013年度末で一区切り。</li><li>○ 人口減少、施設老朽化等、経営環境が厳しさを増す中で、サービスの安定的な継続のためには、2014年度以降も、不断の経営健全化等が必要。</li><li>○ 中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、経営基盤強化と財政マネジメントの向上に取り組むことが必要。</li><li>○ 損益・資産等の的確な把握のため、地方公営企業法の適用による公営企業会計の導入が必要。特に、簡易水道・下水道は、基本的に必要。</li></ul>
経営戦略の主な内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 企業及び地域の現状と将来見通しを踏まえたもの。</li><li>○ 「投資試算」（施設・設備投資の見通し）、「財源試算」（財源の見通し）等で構成される「投資・財政計画」（収支計画）。</li><li>○ 「投資試算」等の支出と「財源試算」が均衡するよう、施設・設備のサイズダウン、効率的配置、PPP／PFIをはじめとする民間的経営手法の導入や事業の広域化等の取り組み、財源面の見直しを検討。</li><li>○ 組織、人材、定員、給与について、効率化・合理化の取り組みを検討。</li><li>○ ICTの活用、資金不足比率、資金管理・調達、情報公開、防災対策等。</li></ul> <p>※ 3~5年に一度見直しを行う等、適切な事後検証、更新等を行う。</p>

さらに、一度策定した経営戦略であっても、情勢変化を的確に反映した戦略となるよう3年～5年内での見直しを行うことが重要です。本経営戦略中間見直しは、『「経営戦略」の改定推進について』（2022年1月25日付総務省通知（総財公第6号・総財営第1号・総財準第2号）に基づいた経営戦略の見直しとして位置付けるものです。



図1－2. 経営戦略の位置付け

### 1－3 経営戦略の計画期間

---

本経営戦略の計画期間は、2021年度から2030年度までの10年間とします。

なお、策定後5年目には中間見直しを実施し、施策の進捗状況の検証（フォローアップ）を行い、この結果を基に修正し、その後の5年間の実施計画に反映させます（図1－3 参照）。

知立市下水道事業経営戦略計画期間									
前期					後期				
2021年 (1年目)	2022年 (2年目)	2023年 (3年目)	2024年 (4年目)	2025年 (5年目)	2026年 (6年目)	2027年 (7年目)	2028年 (8年目)	2029年 (9年目)	2030年 (10年目)
中間見直し					計画見直し				

図1－3. 下水道事業経営戦略計画期間と見直し時期

## 1 - 4 見直しについて

### ア 見直しの方針

今回の改定は、策定した経営戦略に沿った取り組みの実績を評価して将来の取り組み方針に活かすとともに、社会情勢の変化に対応した投資・財政計画の更新を目的に実施するものです。現行経営戦略の計画期間は、2021年度から2030年度までの10年間としています。本改定では、公営企業会計<sup>※3</sup>へ移行した2019年度からの経営状況の変化を検討するとともに、2026年度から2030年度の見直し期間の投資・財政計画を示すものとします。

### イ 経営戦略の基礎となる基本理念

知立市下水道事業では2020年3月に下水道ビジョンを策定しました。本経営戦略の中間見直しは、下水道ビジョンで掲げる『安心して快適に暮らせるまちづくりを担う下水道』という基本理念と、「I.快適な暮らしの実現」、「II.安全で安心なまちづくり」、「III.事業の継続性の確保」、「IV.地域住民との連携」の基本目標を反映します。

### 【知立市下水道ビジョンの基本理念】

安心して快適に暮らせるまちづくりを担う下水道

【知立市下水道事業の基本目標】	
I.快適な暮らしの実現	未普及地域を解消していくために普及促進を図り、良好な環境の維持向上を目指します。
II.安全で安心なまちづくり	地震対策、浸水対策を実施し、安全で安心なまちづくりを目指します。
III.事業の継続性の確保	施設の効率的な点検調査や改築更新、下水道経営の健全化を図り事業の継続性の確保を目指します。
IV.地域住民との連携	地域の住民の皆様に事業を理解していただくよう努め、地域との連携を目指します。

## SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標)

SDGs とは、2015 年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

知立市では 2021 年に SDGs 未来都市に選定され、知立市 SDGs 未来都市計画を策定しました。最上位計画の「知立市総合計画」とともにあらゆる個別計画や施策・事業において SDGs に参画できる取組みを推進しています。



### «下水道事業施策と関連する目標»



- 6 安全な水とトイレを世界中に
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 13 気候変動に具体的な対策を

## 第2章 事業概要

### 2-1 事業の現況

#### (1) 施設

##### ア 事業の沿革

本市の下水道は、はじめに、昭和地区において大規模な公団住宅（知立団地）の開発計画を受け、知立町において「知立町公共下水道事業計画」を策定し、分流式<sup>※4</sup>の公共下水道として1966年10月より昭和地区で54haが供用開始されました。

その後、1970年12月に市制が施行され、1971年3月に境川流域下水道<sup>※1</sup>の流域関連公共下水道<sup>※2</sup>として「知立市下水道基本計画」を策定しました。引き続き、都市計画決定<sup>※5</sup>、下水道法事業認可（現在は事業計画）<sup>※6</sup>、都市計画法事業認可<sup>※7</sup>の手続きを経て事業着手しました（表2-1 参照）。

項目	状況等
供用開始年月日	1966年10月11日
処理区域内人口密度	72人／ha
処理区数	公共下水道 1処理区
処理場数	無
広域化・共同化・最適化実施状況	1966年10月 単独公共下水道として供用開始 1994年3月 境川流域下水道へ接続
地方公営企業法の適用状況	2019年度より一部（財務規定等）適用
流域下水道等への接続の有無	有

表2-1. 知立市下水道事業の施設状況等（2025年4月1日現在）

## イ 事業の現況

雨水事業においては、西町低区第2排水区の浸水対策として「落合ポンプ場」が1982年3月に完成しました。流域関連公共下水道の汚水事業では、1994年3月に西町処理分区の85haにて一部が供用開始されました。昭和地区(54ha)については、1999年3月に流域関連公共下水道へ切り替え、接続しました。以降、事業計画区域の拡張変更を繰り返し、2024年度末までに西町処理分区、重原処理分区、谷田処理分区、昭和処理分区、八橋処理分区、弘法処理分区、西中処理分区、長篠処理分区の一部を供用開始し、その供用面積は約730haに達しています。

### (2) 使用料

本市の下水道使用料は一般用と業務用を区別しない単一体系であり、基本使用料に従量使用料を加えた累進従量制を採用しています。下水道使用料収入は、約5.2億円(2023年度実績・税抜)であり、下水道処理人口普及率<sup>※8</sup>の上昇に伴い増加しています。直近の下水道使用料改定は、2023年度に約29.5%の改定率で実施されました(表2-2 参照)。

適用年月日		1994.4.1	1997.4.1	2014.4.1	2017.4.1	2019.10.1	2023.4.1
基本使用料(円/月)		700	700	700	700	700	750
従量使用料(円/m <sup>3</sup> )	1m <sup>3</sup> ～10m <sup>3</sup>	—	—	—	10	10	30
	11m <sup>3</sup> ～20m <sup>3</sup>	75	75	75	85	85	110
	21m <sup>3</sup> ～30m <sup>3</sup>	85	85	85	95	95	125
	31m <sup>3</sup> ～50m <sup>3</sup>	100	100	100	110	110	145
	51m <sup>3</sup> ～100m <sup>3</sup>	125	125	125	135	135	160
	100m <sup>3</sup> ～500m <sup>3</sup>						175
	501m <sup>3</sup> ～	150	150	150	160	160	210
	臨時汚水	180	180	180	180	180	230
消費税率(%)		3	5	8	8	10	10
平均改定率(%)		—	—	—	13.5	—	29.5

表2-2. 下水道使用料の変移

本市の使用料単価<sup>※9</sup>（税抜）は、121円87銭/m<sup>3</sup>と全国的にみても未だ低い水準です（表2-3 参照）。

	使用料単価（2023年度）／m <sup>3</sup>
知立市	121円87銭
全国類似団体平均	133円50銭
愛知県内平均	121円62銭
全国平均	136円36銭

表2-3. 下水道使用料単価表

### （3）組織

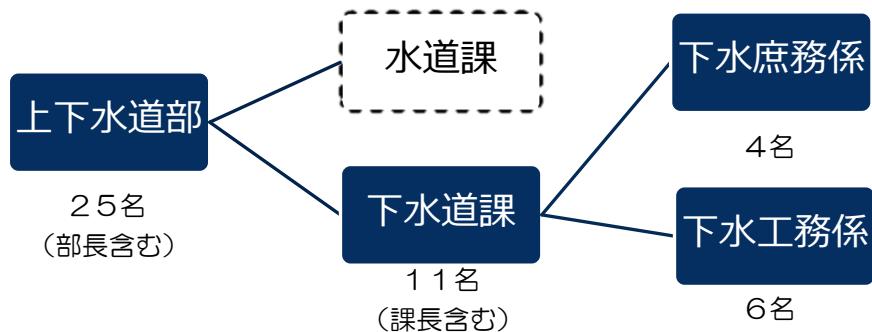


図2-1. 組織図 (2025年4月1日現在)

#### ア 組織体制

本市の下水道事業は1課2係で構成されており、下水庶務係では、主に財務管理や水洗化<sup>※10</sup>促進を、下水工務係では、主に公共下水道の建設・維持管理を行っています。

また、2019年度に地方公営企業法を一部適用し、公営企業会計<sup>※3</sup>を導入したことにより財政状況の明確化が可能となっています。

### イ 職員年齢

下水道事業は建設や維持管理、企業会計など専門性が高いため、知識やノウハウ、技術が途切れることなく継承していく必要があります。表2-4のとおり年齢層が比較的若い組織であることから組織内で積極的に人材育成や引継体制づくりに引き続き努めています。

区分	事務職		技術職		合計	
	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比
～24歳	1	25.00%	1	14.29%	2	18.19%
25歳～29歳	1	25.00%	1	14.29%	2	18.18%
30歳～34歳		0.00%	1	14.29%	1	9.09%
35歳～39歳		0.00%	1	14.29%	1	9.09%
40歳～44歳		0.00%	1	14.28%	1	9.09%
45歳～49歳	1	25.00%		0.00%	1	9.09%
50歳～54歳	1	25.00%	1	14.28%	2	18.18%
55歳～59歳		0.00%		0.00%	0	0.00%
60歳～		0.00%	1	14.28%	1	9.09%
合計	4	100.00%	7	100.00%	11	100.00%

表2-4. 下水道事業職員年齢構成表（2025年4月1日現在）

### 2-2 民間活力の活用等

雨水ポンプ場やマンホールポンプの運転管理、各種計画策定（下水道ビジョン、下水道ストックマネジメント計画<sup>※11</sup>等）、地方公営企業法適用、未普及工事の詳細設計等において民間のノウハウを活用し業務の効率化を図っています。

## 第3章 経営比較分析表を活用した現状分析

ここでは、総務省より公表されている「経営比較分析表」のデータを参照し、「経営の健全性・効率性に関する指標」と「老朽化の状況に関する指標」という観点から現状分析を行いました。表内の類似団体平均値は、①処理区域内人口（下水処理が開始されている処理区域に居住する人口）が5万人以上10万人未満、②処理区域内面積1ha当たりの有収水量（収入の対象となった水量）が5千m<sup>3</sup>から7千5百m<sup>3</sup>未満、③供用開始から25年以上経過している団体の平均を示しています。

※2024年度の類似団体平均は現在集計中です。

### ◆現状分析

- ・2023年度の下水道使用料改定により経営は改善されましたが、一般会計からの基準外繰入金を充当することで成り立っているため、健全な経営とは言えない状況です。
- ・本市の下水道は現状普及段階であるため、企業債残高対事業規模比率や水洗化率が類似団体平均より低いです。ただ、下水道接続補助事業補助金制度<sup>※12</sup>による早期の接続促進により、水洗化率は継続的に上昇しています。

### 3-1 経営の健全性・効率性

#### 経常収支比率（%）



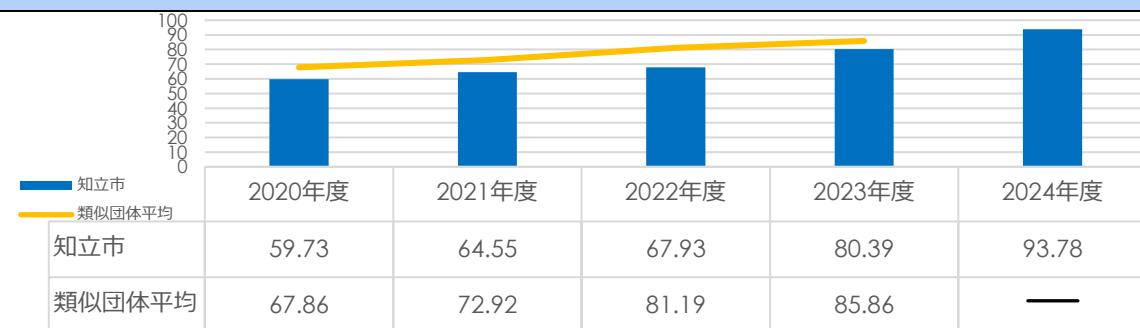
指標の説明	使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表した指標です。割合が高いほど財政状態が健全であることを示します。
算定式	$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$
コメント	目安となる100%にわずかに届かない年度もありますが、欠損金は発生していません。

累積欠損金比率 (%)



指標の説明	営業収益に対する累積欠損金（営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたって累積した欠損金）の状況を表した指標です。
算定式	$\frac{\text{当年度未処理欠損金}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$
コメント	累積欠損金は発生していないため、問題となる事項はありません。

流動比率 (%)



指標の説明	短期的な債務に対する支払能力を表した指標です。割合が高いほど安全性が高いと判断できます。
算定式	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$
コメント	100%を下回ると支払能力に懸念があるとされていますが、一般会計からの繰入金で充当されているため、支払不能に陥ることはありません。

企業債残高対事業規模比率 (%)



指標の説明

使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表した指標です。

算定式

$$\frac{\text{企業債現在高} - \text{一般会計負担額}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}} \times 100$$

コメント

明確な数値基準はない指標ですが、全国類似団体平均と比較すると非常に高く、収益に対して多額の企業債残高があることがわかります。これは過去未普及工事の推進のため多くの企業債を借り入れしたことが原因として挙げられます。本市はまだ普及段階であるため企業債残高の削減は難しいですが、普及が進むにつれて分母である営業収益が増加するため、将来的には類似団体平均に近づくことが見込まれます。

経費回収率 (%)



指標の説明

使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標です。使用料水準等を評価することができます。

算定式

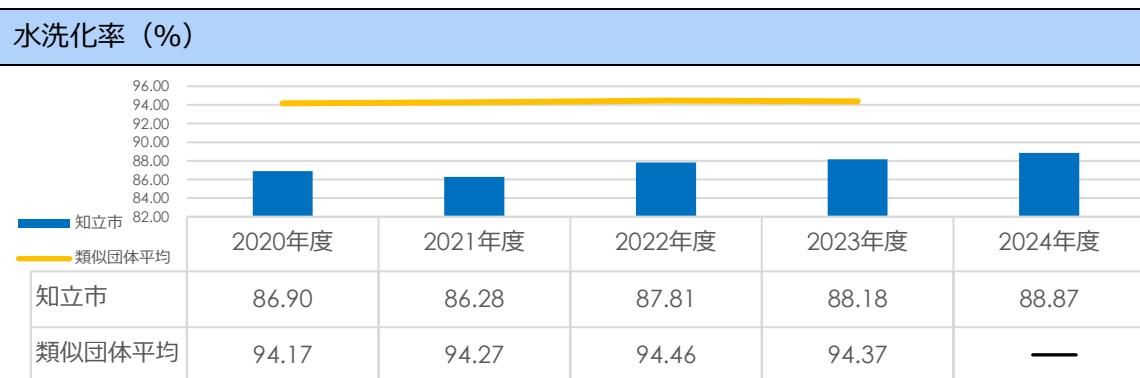
$$\frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費(公費負担分を除く)}} \times 100$$

コメント

2023年度の下水道使用料改定により大きく改善しましたが、類似団体と比較しても低い回収率となっています。



指標の説明	有収水量（収入の対象となった水量）1m <sup>3</sup> 当たりの汚水処理に要した費用（汚水の資本費・維持管理費）を表した指標です。
算定式	$\frac{\text{汚水処理費(公費負担分を除く)}}{\text{年間有収水量}} \times 100$
コメント	<p>汚水処理原価は下水道使用料で回収すべき費用を1m<sup>3</sup>当たりで示した単価であり、150.00円/m<sup>3</sup>は、使用料単価<sup>※9</sup>設定の目標となる数値です。</p> <p>※公費負担分を含む汚水処理原価は167.96円/m<sup>3</sup>(2024年度)</p>



指標の説明	水洗化率は、下水道を利用することが可能な人口のうち、実際に下水道へ接続し利用している人口を表した指標です。割合が高いほど下水道へ接続している世帯が多いことになります。
算定式	$\frac{\text{水洗化人口}}{\text{下水道供用開始区域内人口}} \times 100$
コメント	全国類似団体平均を下回っていますが、これは本市が普及段階であり、供用開始から間もない地区が多いことが原因となっています。

### 3-2 老朽化の状況

#### 有形固定資産減価償却率（%）



**指標の説明** 有形固定資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表した指標です。100%に近いほど保有資産が耐用年数に近づいていることを示します。

**算定式** 
$$\frac{\text{有形固定資産減価償却費累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資簿原価}} \times 100$$

**コメント** 公営企業会計移行初年度より減価償却を開始することとし、移行前の仮定の償却額を累計額として計上しなかったため、低い数値となっています。

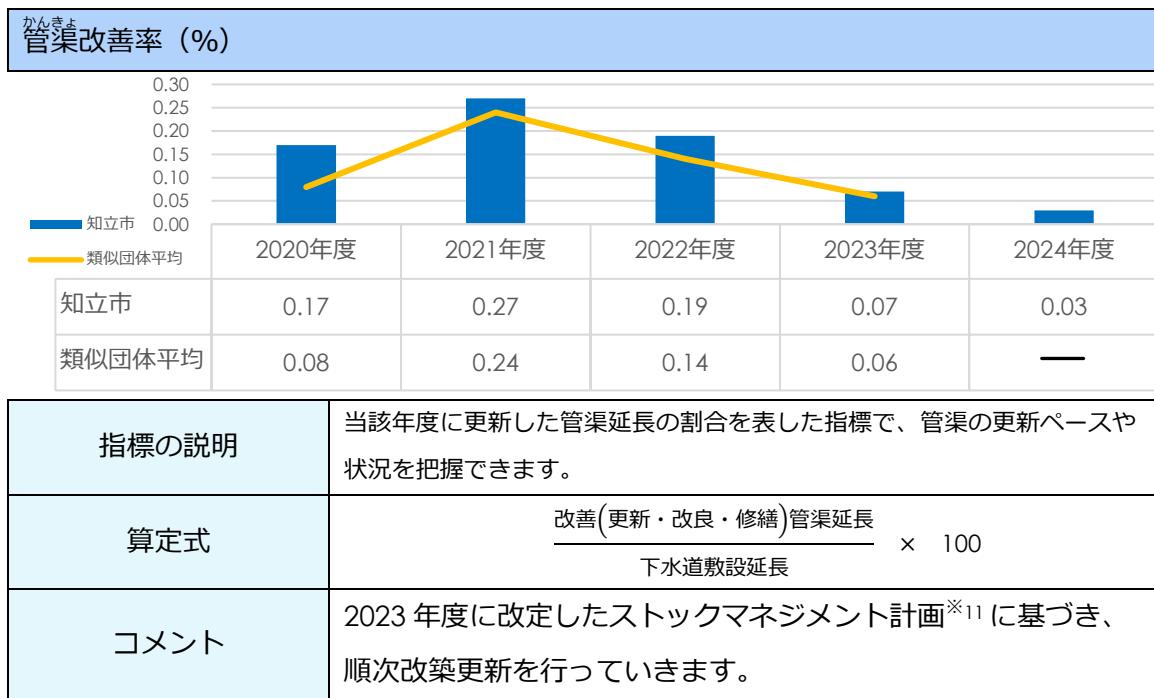
#### 管渠老朽化率（%）



**指標の説明** 法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を表した指標です。数値が高いほど管渠の老朽化が進んでいることを示します。

**算定式** 
$$\frac{\text{法定耐用年数を経過した管渠延長}}{\text{下水道敷設延長}} \times 100$$

**コメント** 本市の下水道事業当初に整備された知立団地周辺の管渠が法定耐用年数を超えていましたが、計画的に入れ替えているため、徐々に改善されています。



## 第4章 経営健全化へ向けた取組状況

### 4-1 経営健全化のために継続している取り組み

本市が経営健全化のために継続して実施している取り組みは表4-1に示すとおりです。

【 経 営 戰 略 実 施 計 画 】	
健全化のために継続している取り組み	概 要
(1) 汚水整備の推進	引き続き、計画的に整備を行うとともに、工法や材料、工程を適時見直し、効率的に未普及地域の解消を図ります。
(2) 水洗化の促進	ホームページ等を活用した積極的な情報発信や、出前講座の実施で下水道事業への理解を深め、接続促進を行います。公共下水道接続補助事業補助金制度 <sup>※12</sup> の周知に努めます。
(3) 不明水の調査・対策	不明水の調査・対策を実施し、下水道施設への負担を軽減するとともに汚水処理費用の削減に努めます。
(4) 広域化・共同化	スケールメリットを生かし業務の効率化を図ります。
(5) ストックマネジメント計画 <sup>※11</sup> に基づく効率的な改築更新	知立団地周辺の老朽化した污水管の改築と、長寿命化を目的としたポンプ場設備の更新を、ストックマネジメント計画に基づき、効率的に実施します。
(6) 汚水処理適正化	下水道処理区域の見直しを含む、効果的な汚水整備方法を検討し、計画に反映します。

表4-1. 下水道事業の実施計画

### （1）汚水整備の推進

知立市下水道ビジョンで掲げた「2029年までに下水道処理人口普及率※80%」を達成すべく、計画的に整備を推進していきます。

汚水整備が進むことで、普及率が向上し、公衆衛生が確保されるとともに、公共用水域の水質も改善されることはもちろん、下水道事業運営に必要な下水道使用料も確保することが可能となります（表4-2 参照）。

今後も下記に示す取り組みを通じて、費用削減を図り、財源の確保に努め、汚水整備を推進していきます。

	2020年度末	2021年度末	2022年度末	2023年度末	2024年度末
普及率（%）	68.4	69.6	70.6	71.6	72.6

表4-2. 下水道処理人口普及率の実績

#### ア 財源について

建設費の財源の一つとして、企業債が挙げられます。下水道普及段階の本市においては、企業債を積極的に活用することが未普及工事の推進力となるだけではなく、世代間負担の公平化に繋がります。過度な企業債発行は支払利息の増加を招き単年度の営業成績の悪化に繋がるため、毎年度の建設費等の金額を考慮しながら起債額を決定します。

また、重要な財源として国からの交付金である国庫補助金があります。現在、下水道の普及は、社会資本整備重点計画の重点目標に位置付けられており、補助率が高く設定されています。この高い補助率を活用し少しでも整備を進められるよう、本経営戦略においては、従来よりも多くの建設改良費を計上しています。

#### イ 施工時期の平準化

下水道を含む建設業界を取り巻く現状として、「建設技能労働者の高齢化」、「長時間労働」等の問題があげられています。これらの対策として、国土交通省と総務省がともに重点取組課題に掲げている事項が「公共工事の施工時期の平準化」です。施工時期の平準化は、工事の発注を早期に行うことで実現可能です。

平準化に取り組むことで、人材や資機材の実働日数の向上等により、建設業の企業経営の健全化、技術者・技能者の処遇改善、稼働率向上による建設業の機械保有等の促進、偏りが減ることで災害時の即応能力の向上が期待できます。

加えて受注者・監督員・検査員における特定の時期の業務過多が解消され、定常的になることで管理・監督・検査の質の向上が見込まれます。

特に下水道の工事は規模の大きなものが大半を占めます。これらを年度当初など早期に発注することにより、余裕を持った工程管理を行うことが可能となります。そのことは下水道事業の健全性にも繋がります。

---

## (2) 水洗化<sup>※10</sup>の促進

下水道に接続することは、公衆衛生の向上や地域の環境保全に貢献するだけでなく、資産の有効活用や下水道使用料の確保にも繋がり、事業運営においても重要な役割を果たします。そのために水洗化の促進には、利用予定者の下水道への理解と経済的負担の軽減が不可欠です。

現在、知立市公式ホームページの下水道課ページでは、下水道ビジョンや毎年度公示する下水道供用開始区域・下水道工事予定区域の公表に加えて、下水道接続のメリットを理解してもらえるよう、下水道の仕組みや役割についても紹介しています。

また、毎年の下水道の日（9月10日）にあわせて広報誌「広報ちりゅう」でPR活動を行ったり、下水道に関する出前講座を実施するなど広報活動を今後も継続し、さらなる充実に努めます。

さらに、下水道への早期接続や下水道接続工事費への負担軽減を目的として、令和4年度より公共下水道接続補助事業補助金制度<sup>※12</sup>を開始しました。この制度により公共下水道への積極的な切り替えの促進を行い、収入の増加に努めます。また、補助金制度の利用が促進されるように広く周知を行っています。

### （3） 不明水の調査・対策

不明水とは、汚水管渠<sup>かんきょ</sup>に、何らかの原因により流入する雨水や地下水をいいます。主な原因として、「室内排水管の雨水誤接続」、「汚水管渠の継手、破損個所からの地下水の侵入」などがあげられます。不明水が増大することにより処理能力を超えた水量が流入し、下水道施設に負担をかけるばかりではなく、本市が愛知県に負担する維持管理費負担金等の汚水処理費用が余分にかかることになります。

そのため、この不明水の原因となる位置の特定をするための調査をし、特定した箇所が汚水管渠だった場合は修繕し、室内排水管が原因の場合は、原因者に修繕依頼をするなど行います。

### （4） 広域化・共同化

下水道事業の多くは流域関連公共下水道<sup>※2</sup>として各市で運営されており、本市は境川流域に接続した広域下水道という形態を取っています。近隣市も同様の形態を多く取っていることから、その業務内容も共通する部分があります。そのような状況で、スケールメリットを生かして効率的な管理が可能な広域化・共同化は良好な事業運営の継続に有効な手法の一つとしてあげられます。

現在、広域化・共同化事業として、刈谷市と共同での不明水の調査や4自治体（豊田市・岡崎市・安城市・西尾市）と共同で「給排水工事オンライン申請システム」の開発・利用をしています。

### （5） ストックマネジメント計画に基づく効率的な改築更新

下水道事業の継続性を確保するため、下水道ストックマネジメント計画<sup>※11</sup>に基づいた施設の改築更新を行っていきます。老朽化した昭和処理分区の污水管（陶管）の改築更新、長寿命化を目的とした落合ポンプ場の機械・電気整備などの改築更新を行っていきます。計画的に行っていくことにより、総合的なコスト縮減、危機管理への認識にも繋がっていきます。

具体的には、知立団地周辺の污水管（陶管）は、布設から50年以上経過し、耐用年数を過ぎており、管の経年劣化による陥没や木の根の侵入などの原因による污水の溢れが多数起きていることから、布設替えの老朽化対策を行っていきます。

また、落合ポンプ場は、建設からおよそ40年が経過しており、長寿命化が必要な状況です。耐震診断の結果、建物については問題ありませんが、機械設備・電気設備共に耐用年数が過ぎているものが多数存在するため、取替か改築更新かを見据え、かつ、これら事業投資の平準化も考慮し今後も維持管理を行っていきます。

これらの改築更新は、下水道ストックマネジメント計画に位置づけることで、国からの補助金交付が約束されています。今後も改築更新工事の効率化のためには、財源を確保し、このストックマネジメント計画に基づき、施設の改築更新を行っていきます。

---

#### ( 6 ) 汚水処理適正化

汚水適正処理構想<sup>※14</sup>の見直しは、2015・2021年度に実施しました。

2015年度の見直しの結果、下水道整備の計画区域の一部を合併処理浄化槽による個別処理へと変更しました。下水道で整備するとした区域の面積は約1,153haとなります。個別処理とした区域は、市街化調整区域で住居が点在しており、下水道で整備することが合理的ではないと判定した地区です。この見直しにより下水道処理人口割合が1.5%程度縮小する結果となりました。

その後、2021年度の見直しの結果、土地区画整理事業による市街地整備等を想定し、蔵福寺地区を下水道整備の計画区域へと編入しました。そのことにより、下水道で整備するとした区域の面積は約1,175haとなりました。

今後も汚水処理整備の進捗、経済性、整備効果の有無などを考慮した処理方法や整備区域等の見直しを行い、地域状況の変化などを踏まえて、効果的な整備手法を選択し汚水整備を実施していきます。

## 4 – 2 使用料の改定について

---

健全化のために継続している取り組みを図りながら、2024年度の結果をもとに、下記のとおり使用料の改定について検討します。

	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
使用料単価 <sup>※9</sup> (税抜) (円／m <sup>3</sup> )	97.52	97.82	102.27	121.87	126.81

---

### (1) 費用負担の考え方

下水道事業を運営していくためには、管路施設を建設する費用（建設費）と施設を維持していく費用（管理運営費）が発生しますが、それぞれ財源が異なります。建設費は、国からの交付金（国庫補助）と受益者負担金、企業債などを財源とします。一方、管理運営費は「雨水公費・汚水私費」の原則に基づいて、汚水処理に係る経費（維持管理費・資本費など）については下水道使用料を財源とします。本来、下水道事業は、事業収入である下水道使用料を財源として、維持管理、改修、建設などの事業を実施していく独立採算制にて運営されるべきものです。

---

### (2) 知立市の現状

現在、本市の下水道事業は、2023年度の下水道使用料改定によって2024年度末の経費回収率が84.54%となったが、理想値である100%に及ばず、下水道使用料で公費負担分を除いた汚水処理費が賄えていません。「4 – 1 経営健全化のために継続している取り組み」で紹介した施策を実施したとしても、厳しい経営状況となっています。

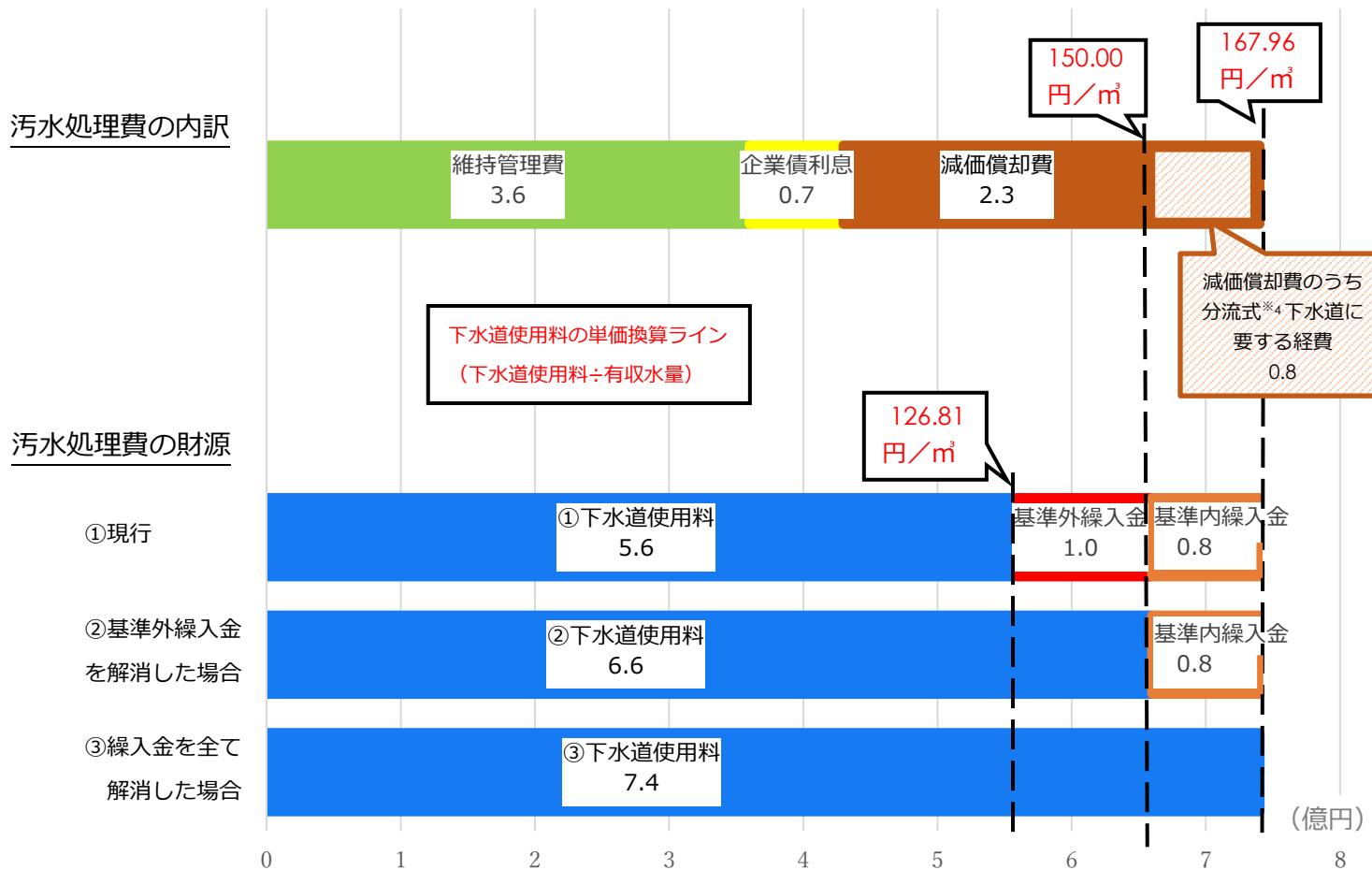
不足する金額は、一般会計からの基準外繰入金を充当していますが、これは本来であれば、健康や福祉、子育て、教育等の費用として充てられるべきものです。つまり現在、下水道事業は、公共下水道整備区域外の市民の方からも費用の負担をしてもらい、ようやく成り立っている状態です。この基準外繰入金は今後解消する必要があります。

### (3) 使用料算定の考え方

本市の汚水処理費用は、維持管理費と企業債利息、減価償却費（長期前受金戻入を除く）で構成され、2024年度実績で約7.4億円です。使用料算定のために必要な「使用料で賄うべき対象経費」は、この全体の汚水処理費用から基準で繰入れを認められている汚水処理原価150円／m<sup>3</sup>以上分の「分流式下水道に要する経費」を除いたものです（図4-1 参照）。

これを現行収入で割り当てるときの基準外繰入金が約1.0億円必要です。この基準外繰入金を解消するには、使用料単価<sup>※9</sup>を150円／m<sup>3</sup>に改定し、経費回収率100%を達成する必要があります。

図4-1. 汚水処理経費の内訳と必要な使用料単価



基準内繰入金：毎年度、総務省が通知する繰出基準に基づき、一般会計が負担・補助等する必要な経費として、財政措置（交付税措置）が認められる繰入金です。

基準外繰入金：繰出基準に基づかない繰入金です。基準上、必要以上の繰入金とみなされます。

財政措置がないため、運用に当たってはより慎重であることが必要です。

---

#### (4) 国が示す適正な使用料単価<sup>※9</sup>（税抜）

国は2005年度に、水道料金が3,119円（月／20m<sup>3</sup>；2003年度決算値）、浄化槽の使用料が3,075円（月／20m<sup>3</sup>；2003年度決算値）であること等を参考に、3,000円（月／20m<sup>3</sup>）（＝使用料単価150円／m<sup>3</sup>）を目安として設定しています。また経営戦略の策定要請をした「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（2014年8月29日付総務省通知）では、3,000円（月／20m<sup>3</sup>）（＝使用料単価150円／m<sup>3</sup>）が前提であると明記されています。

また、国は一般会計から企業会計への繰入金の基準の中で「経営に伴う収入をもつて充てることができないと認められるもの」を挙げ、汚水処理費のうち単価150円／m<sup>3</sup>を超える部分を基準内繰入金として示しています。

---

#### (5) 使用料改定の考え方

これまでの説明のとおり、本来は下水道使用料のみで運営していかなければならぬ事業にも関わらず、本市の下水道事業は、一般会計からの基準外繰入金を充当することで成り立っています。この状況を解消するためには、国が示す適正な使用料単価150円／m<sup>3</sup>を目指す必要があります。

よって使用料単価が150円／m<sup>3</sup>になるよう、2028年度で使用料改定を検討していきます。

### 4-3 経費回収率の向上に向けたロードマップ

国土交通省の「社会资本整備総合交付要綱の改正について」（2020年3月31日国官会第29901号）及び「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進についての留意事項」（国土交通省事務連絡2020年7月22日）に基づき、経費回収率の向上に向けたロードマップを次のとおり示します。

経費回収率は、2023年度の1段階目の使用料改定により上昇し、2028年度の2段階目の使用料改定により100%以上となることを見込んでいます。収支計画と決算にどの程度の乖離があるかを把握するために毎年度比較を行うとともに、経営指標による分析を行います。また、2段階目の使用料改定を検討するために、2026年度・2027年度に審議会の開催を予定しています。

取組内容	年度	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
経営戦略計画期間												
経営戦略策定・見直し	策定					見直し						策定
見直し後計画期間												
ストックマネジメント計画												
広域化・共同化												
使用料改定検討												
使用料改定					1段階目					2段階目		
経費回収率 (%)	65.0			81.2		84.0						100.0

## 第5章 投資財政計画（収支計画）

### 5-1 投資・財政計画（収支計画）

別紙のとおり。

### 5-2 投資・財政計画の策定に当たっての説明

#### （1）収支計画のうち投資についての説明

項目	内 容
目標	<p>下水道ビジョンで掲げた「2029年までに下水道処理人口普及率※80%」を達成するように下水道整備を進めていきます。その後も汚水処理の未普及解消を第一優先に下水道整備を完了させることを目標とします。</p> <p>また、2023年度に改定したストックマネジメント計画※11に基づいた計画的かつ効率的な改築更新や2024年度に策定した知立市下水道総合地震対策計画※16に基づいた施設整備を実施していきます。</p>
主な投資の内容	<ul style="list-style-type: none"><li>未普及工事については、「2029年までに下水道処理人口普及率80%」を達成するための建設投資に加えて、蔵福寺地区画整理事業に対する建設投資を行うため、計画前期以上の費用を見込んでいます。</li><li>ストックマネジメント計画に基づき、知立団地などの老朽化した管渠の布設替えを行っていきます。</li><li>知立市下水道総合地震対策計画に基づき、2025年度から2029年度にマンホールトイレの整備を予定しています。</li><li>知立駅周辺土地区画整理事業や知立駅付近連続立体交差事業等により支障移転工事が必要となるため、これらの投資についても想定される費用を計画に含めています。</li></ul>

## (2) 収支計画のうち財源についての説明

項目	内容
目標	<p>下水道事業が継続して運営ができるよう純利益と内部留保資金の確保に努めます。国庫補助対象事業を優先的に実施することで国庫補助金の確保に努めます。国に対しても継続的に補助金交付を強く要望します。</p> <p>また、使用料改定を行うことにより、一般会計からの基準外繰入金の削減に努めます。</p>
財源の積算の考え方	<p>下水道使用料：整備により増加する普及人口に対し、同水準で推移すると仮定した水洗化率<sup>※10</sup>用いて、水洗化人口<sup>※10</sup>を算定しています。</p> <p>使用料単価<sup>※9</sup>（税抜）については、2023年度から125円／m<sup>3</sup>、2028年度から150円／m<sup>3</sup>を採用しています。</p> <p>国庫補助金：事業計画から社会資本整備総合交付金の対象となる事業費を見込み、補助率50%として計上しています。2026年度からは補助率25%として計上しています。</p> <p>工事負担金：工事負担金（支障移転工事）については、補助率100%として計上しています。受益者負担金については、毎年度の整備面積に割合を用いて算定しています。</p> <p>企業債：国庫補助金の対象となる事業に対し、国庫補助金の90%及び補助対象外の事業費のおおむね70%を計上しています。</p> <p>一般会計繰入金：総務省の繰出基準に基づくもののほか、収益的収支の赤字補填や企業債償還金に充てられる基準外繰入額を計上しています。</p> <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px; margin-left: 20px;"> <p>収益的収入</p> <p>他会計負担金：雨水処理に要する経費</p> <p>他会計補助金：分流式<sup>※4</sup>下水道に要する経費、赤字補填</p> <p>資本的収入</p> <p>他会計出資金：基準外企業債償還金</p> <p>他会計補助金：基準内企業債償還金</p> <p>（臨時財政特例債分、臨時措置分）</p> </div>

## (3) 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

項目	費目	内 容
収益的 支出	職員人件費	2024 年度実績と同水準で推移すると仮定しています。
	委託料	下水道本管総延長に対して維持管理の必要額が増加すると仮定し算定しています（少額のため市維持管理費に含む）。
	薬品費	処理場を有していないため計上していません。
	修繕費	下水道本管総延長に対して維持管理の必要額が増加すると仮定し算定しています（少額のため維持管理費に含む）。
	流域下水道維持 管理費等負担金	現行の負担率に、今後整備により増加する汚水処理水量を加味して算定しています。
	減価償却費	既存の施設の予定減価償却費に整備により取得する新規分の予想減価償却費を加算して算定しています。
	資産減耗費	改築・更新や支障移転工事に伴い発生するため、それらの工事費との割合で算定しています。
	支払利息	企業債既存発行分の予定支払利息に今後財源として発行する企業債にかかる予想支払利息を合算しています。
	その他	2024 年度実績と同水準で推移すると仮定しています。
資本的 支出	企業債償還金	企業債既存発行分の予定償還額に今後財源として発行する企業債の予想償還額を合算しています。

## 第6章 経営戦略の進捗管理

今後、この計画の実施状況を適宜評価・検証を行いながら、実績との差異が著しい場合、また計画の前提となる経営や財政の条件が大幅に変更となった場合に見直しを行います。

また現段階で把握できていない詳細項目についても、この計画に基づく事業の実施により精度を高めていきます。

見直しに当たっては、計画と実績との差異及びその原因を分析するとともに、「計画策定（Plan）」—「実施（Do）」—「検証（Check）」—「見直し（Action）」のサイクルを活用します（図6-1 参照）。

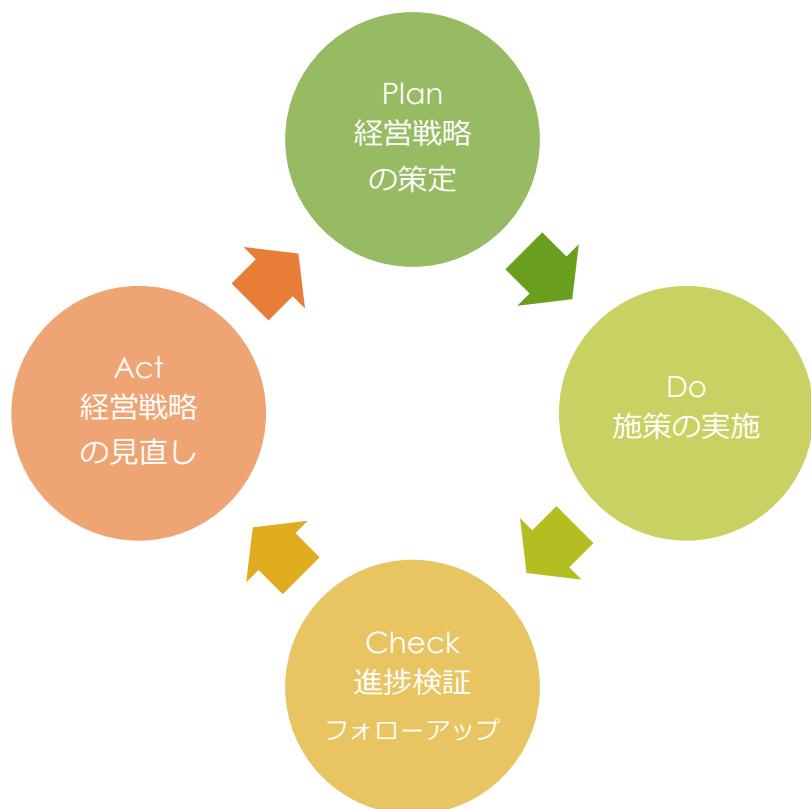


図6-1. PDCAサイクル

## 参考資料 用語集

番号	用語	説明
※1	境川流域下水道	2つ以上の市町村からの汚水を受け、都道府県が幹線管路施設と終末処理場を設置・管理するものを流域下水道といいます。境川流域下水道は、境川浄化センターで知立市を含む7市2町を処理区域として汚水の処理を行っています。
※2	流域関連公共下水道	流域下水道に市町村が設置・管理する下水道を接続するものを流域関連公共下水道といいます。市町村は流域下水道の建設費及び維持管理費の一部を負担します。
※3	公営企業会計	これまでの官庁会計方式（単式簿記）に替えて民間企業会計方式（複式簿記）を取り入れて、全ての費用・収益と全ての資産・負債などの増減を毎年整理した決算報告書（財務諸表）により経営状況を明らかにするものです。
※4	分流式	汚水と雨水を別々の管路施設に集めて排除する下水排除方式のことです。汚水だけが処理施設に導かれ、雨水は直接河川へ排出されます。
※5	都市計画決定	下水道は都市施設の1つとして位置づけられており、都市計画法（第18条）の手続きとして都市計画決定を行います。
※6	下水道法事業認可 (=下水道法事業認可 2012年度より「認可→計画」に名称改定)	下水道事業は、下水道法（第4条）により国又は都道府県の協議を要します。段階的整備について事業計画を定めます。
※7	都市計画法事業認可	都市計画法（第60条）により都道府県知事（市町村施行の場合）に下水道事業施行の認可を受けます。
※8	下水道処理人口普及率	行政区域内人口に対する下水道を利用できる方の割合です。 下水道処理人口普及率（%） = 下水道供用開始区域内人口 <sup>※13</sup> ÷行政人口×100
※9	使用料単価	収入の対象となった水量（有収水量）1m <sup>3</sup> 当たりの使用料収入であり、使用料の水準を示します。 使用料単価（円）=下水道使用料÷有収水量×100
※10	水洗化、水洗化人口、水洗化率	水洗化とは、下水道に接続することであり、水洗化人口は、実際に下水道へ接続して利用している人口（=下水道使用料を得られる人口） 水洗化率は、下水道を利用することが可能な方のうち、どのくらいの方が実際に接続して下水道を利用しているかを示す割合です。 水洗化率（%）=水洗化人口÷下水道供用開始区域内人口×100

番号	用語	説明
※11	下水道 ストックマネジメント計画	下水道施設全体の中長期的な施設の状態を予測しながら維持管理、改築を 一体的に捉えて計画的・効率的に管理する計画のことです。国の支援制度 (下水道ストックマネジメント支援制度)に基づき施設の改築や計画的な 改築事業のために必要な点検・調査を行うには下水道ストックマネジメン ト計画の策定が必須となります。
※12	公共下水道 接続補助事業補助金制度	供用開始から3年以内の下水道への接続に伴い、排水設備を設置(家屋の 新築、改築又は増築に伴う場合は除く。)し、浄化槽を撤去又はくみ取り 便所を水洗便所に改造する工事に対して、最大20万円の補助を行う制度 です。
※13	下水道供用開始区域内人口	下水道供用開始区域とは、下水道が整備されて利用できる区域(=供用開 始の告示がされている区域)であり、その区域内人口は、下水道を利用す ることが可能な人口です。
※14	汚水適正処理構想	地域特性などを考慮して、公共下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄 化槽の各種汚水処理施設の特長を活かした整備区域を設定する構想のこと です。
※15	10年概成	「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想定マニュアル (2014年1月、国土交通省・農林水産省・環境省)」において「10年程 度を目途に汚水処理の概成を目指すこと」が示されたもので、10年間で浄 化槽活用を含めた汚水処理の概成(整備完了)を行うことです。
※16	下水道総合地震対策計画	人口集中地域を有する都市など地震対策に取り組む必要性の高い地域にお いて、下水道の地震対策を重点的に推進することを目的に策定する計画で す。







## 知立市下水道事業経営戦略

(2021年度～2030年度)

中間見直し（案）

2026年3月発行

発行：知立市上下水道部

編集：知立市上下水道部下水道課

〒472-8666 知立市広見三丁目1番地

TEL 0566-95-0159

FAX 0566-83-1264

URL <http://www.city.chiryu.aichi.jp/>